
青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの 共生制度の検討状況について

自然・地域との共生に向けて

- 風力発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められている中、地域において様々な問題が顕在化
- 現状では、法令上の要件が整っていれば、地域の十分な理解が得られていない状態であっても、事業者は事業に着手することが可能



自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想

再生可能エネルギーと自然・地域とが共生することのできる新たな仕組みづくりを検討することを公表（R5.9.12）

共生のための二つの手法

○再生可能エネルギー施設の立地場所のゾーニング

- ・地域の考えを対外的に可視化し、未来に引き継ぐべき大切な財産を守る
- ・国制度や本県の実情を踏まえ、どのようなゾーニングが望ましいか様々な観点から検討

○地域との合意形成を円滑にするためのプロセスを制度化

- ・事業計画の初期段階から合意形成をスタート

⇒ 令和6年度中の制度構築・条例制定を目指す

検討の経緯

○有識者会議による制度検討

法律や環境政策、生態系の専門家等による有識者会議を設置して制度を検討

- ・ 第1回（5/2） 条例制定に向けた論点、意見交換
- ・ 第2回（5/28） 共生制度のたたき台、有識者意見（景観）
- ・ 第3回（7/8） 共生制度の骨子素案、有識者意見（歴史・文化）
再生可能エネルギーに係る新税について

分野	氏名	役職名等
法律（行政法・環境法）	大久保規子	大阪大学大学院法学研究科教授
市町村（脱炭素先行地域）	太田 直樹	佐井村長
法律（憲法）	佐々木弘通	東北大学大学院法学研究科教授
環境政策	錦澤 滋雄	東京工業大学環境・社会理工学院准教授
地域関係者	浜部 信彦	八甲田山歩代表（登山ガイド）
再生可能エネルギー	本田 明弘	青森公立大学教授、弘前大学学長特別補佐
生態系	山岸 洋貴	弘前大学白神自然環境研究センター准教授

共生制度の全体像（案）

【ゾーニング(区分)】

共生区域

関係法令に基づき市町村が設定した区域等(※1)

調整地域

保全区域、保護区域以外の地域

共生区域

保全地域

自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域

（共生区域になることを前提に、市町村の合意のもと計画される事業に限り、合意形成プロセスに進むことが可能）

保護地域

自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する地域(事業不可)

【合意形成プロセス(事業)】

既

環境影響評価

関係法令に基づく市町村の事業認定

合意形成プロセスの過程で、関係法令に基づき、市町村が認定した事業等(※2)

地域との合意形成

新

既

新

①

環境影響評価

②

条例による合意形成プロセスとして、次の①及び②を新設

①事業計画の早期段階

- ・事業者:住民との意見交換会の実施
- ・市町村:市町村意見を県に回答
- ・県:地域意見を踏まえ知事意見を通知

②環境影響評価書公告後

- ・事業者:住民への説明会の実施
- ・市町村:市町村意見を県に回答
- ・県:地域意見等を踏まえ事業認否判断

事業計画の認定(知事)

認定

不認定

【個別法の手続】

関係法令の許可等
(電気事業法等)

事業着工

関係者への通知・公表

事業者
事業の中止を検討
事業計画の再構築・

※1 温対法に基づく促進地域、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画区域、その他これらに準じた区域

※2 温対法に基づく促進事業、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画、その他これらに準じた事業

ゾーニングについて

保護地域

自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域
(現行法令において、保護すべきエリアとして明確に示されている地域)

※ 事業の実施不可

【主な法令】

法令等の名称	区域の名称	区域の説明
自然環境保全法	野生動植物保護地区	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして指定を受けた地域
自然公園法	国立/国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域	特別保護地区 : 特別地域内で特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区 海域公園地区 : 優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域 第1種特別地域 : 特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域
青森県立自然公園条例	県立公園の第1種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域
文化財保護法	史跡名勝天然記念物の区域	史跡名勝天然記念物(特別史跡名勝天然記念物を含む。)に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を制限する区域
青森県文化財保護条例	県史跡名勝天然記念物の区域	史跡名勝天然記念物(特別史跡名勝天然記念物を含む。)に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を制限する区域
—	世界遺産内(自然・文化) ※自然環境保全法 野生動植物保護地区 文化財保護法 史跡名勝天然記念物の区域 に含まれる。	世界遺産条約に基づく自然遺産・文化遺産として認定された範囲 ※自然環境保全法 野生動植物保護地区 文化財保護法 史跡名勝天然記念物の区域

ゾーニングについて

保全地域

自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域
(現行法令で保全されており、開発行為に一定の規制がされている地域)

※ 共生区域になることを前提に、市町村の合意のもと計画される事業に限り、合意形成プロセスに進むことが可能

【主な法令】

法令等の名称	区域の名称	区域の説明
森林法	・保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林
森林法	・地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)	都道府県知事が民有林について5年ごとに10年を1期とした「地域森林計画」の対象となった民有林のうち、市町村の合意が必要な区域
自然公園法	・国立/国定の第2種特別地域、第3種特別地域	第2種特別地域: 第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域 第3種特別地域: 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
青森県立自然公園条例	・県立公園の第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域	第2種特別地域: 第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域 第3種特別地域: 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域 普通地域 : 特別地域及び海域公園地区以外の地域。

ゾーニングについて

共生区域

地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域
(温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域、その他これらに準じた区域)

【共生区域】

法令の名称	区域の名称	区域の説明
地球温暖化対策推進法 (温対法)	促進区域	協議会等での協議により決定する、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域
農山漁村再生可能エネルギー法 (農山漁村再エネ法)	設備整備区域	市町村の基本計画に定める、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
—	その他これらに準じた区域	地球温暖化対策法、農山漁村再エネ法と同等の合意形成が図られたと知事が認めた区域



関係法令に基づく区域等を設定するためには、協議会等による協議が必要。

合意形成プロセスについて

(1) 合意形成手続の考え方

立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にしながら、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図る。また、既存の環境影響評価手続を活用し、一体的に運用する。

(2) 合意形成プロセスの案(全体イメージ) ※環境影響評価対象事業の場合

新

①環境影響評価手続前

・住民との意見交換会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業計画に対する県や地域の
意見を通知(県⇒事業者)

意見交換会や市町村における
「地域の守るべき環境」等を事
業者へ通知し、今後の事業計画
への反映・見直しを求める。

既

環境影響評価手続(既存)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

・住民説明会(方法書・準備書)
・知事意見の提出(配慮書～準備書)

現行の環境影響評価制度により、
地域の意見を事業計画に反映する
よう、引き続き、国(事業者)に知事
意見として通知する。

新

②環境影響評価手続後

・住民との意見交換会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業者に対して、合意形成の判断
を通知(県⇒事業者)

現行の環境影響評価制度では、
県や市町村等が評価書(最終事業
計画)に対する意見を述べる機会
がないため、その機会を創設。
合意形成が図られていない場合
には、事業の再構築等を求める。

対象事業等について

(1)対象とする再エネ種別

風力、太陽光

(考え方)

- 全国における再エネの環境紛争の発生状況※では、主に風力と太陽光による環境紛争が多い。
- 本県に導入されている再エネ施設のほとんどは、風力及び太陽光であり、本県でも全国と同様に風力及び太陽光における環境紛争が確認されている。
- このため、風力及び太陽光を共生条例の対象にすることとし、今後の動向を踏まえながら、風力及び太陽光以外の再エネ種別を共生条例の対象とする必要が認められる場合には、見直しを行う。

(2)対象とする事業

陸域で実施する再エネ事業

(考え方)

- 一般海域及び港湾区域については、現行法令により、既に占用許可基準が定められており、また、漁港区域に関しても、新たな占用許可基準を県が作成する予定であることから、本条例では陸域のみを対象とする。

対象事業等について

(3)対象とする規模要件

合意形成プロセスの対象とする規模要件は、一定規模以上の開発を伴う規模について対象とし、電気事業法の工事計画の届出が必要な規模を参考に、風力発電所(500kW(高さ60m程度))、太陽光発電所(2,000kW(面積3ha程度))とする。

【規模要件】

	対象規模要件
風力発電所	500kW以上
太陽光発電所	2,000kW以上

※ 電気事業法において、工事計画の届出が必要となり、一定規模以上の開発を伴う規模。

【参考：アセス法及び県アセス条例の規模要件】

アセス法	第1種事業	第2種事業
風力発電所	50,000kW以上	37,500kW以上
太陽光発電所	40,000kW以上	30,000kW以上

県アセス条例	第1種事業	第2種事業
風力発電所	10,000kW以上	7,500kW以上
工場事業場用地造成事業 (太陽光発電所)	50ha以上 (工業専用地域は100ha以上)	50ha以上 (工業専用区域に限る)

今後の予定

令和6年度中の制度構築・条例制定を目指して、検討を進める

○有識者会議の開催・検討

○パブリックコメントの実施

○事業者、市町村、関係機関等への意見照会

○県環境審議会への諮問

○県議会への条例案の上程

○条例・ガイドライン等の公表・周知 など